

# カワサキ会計事務所ニュース

令和7年12月号 第65号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 12月の税務カレンダー

国民健康保険 第7期  
固定資産税 第3期

長崎市ホームページより

12月27日(土)から1月4日(日)まで  
カワサキ会計事務所はお休みします



## 令和8年より退職金の税務手続きが変わります

令和7年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票」のルールが見直されました。これまで「退職所得の源泉徴収票」は、役員だけが税務署や市町村への提出義務がありました。令和8年1月1日以降に支払う退職金からは従業員にも拡大され、さらに様式には新たに「番号欄」が設けられています。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票											
個人番号											
支払を受ける者											
合計年1月1日の住所											
氏名(役職名)											
区分		番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額						
			千円	千円	市町村民税	千円	千円	千円	千円	千円	千円
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分											
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日	退職年月日						
万円		年		年月日	年月日						
(摘要)											
支払者											
(税務署提出用)											

個人番号欄に記載する場合は、右端で記載下さい。

提出対象になるかどうかは退職日ではなく、退職金の支払日で判断されます。

例えば令和7年12月に退職し、令和8年に退職金の支給がある場合は対象となります。

なお、役員や従業員の死亡により支給される死亡退職金の場合は、「退職所得の源泉徴収票」ではなく「退職手当等受給者別支払調書」を提出することとなります。

### 1.提出期限

原則、「退職所得の源泉徴収票」は退職後、1ヶ月以内に退職者(役員・従業員)に交付し、税務署や市町村に提出します。ただし、翌年1月末に一括提出も可能となります。

### 2.番号欄

新たに「退職所得の源泉徴収票」に設けられた番号欄は、支払われる退職手当等の種類に応じて番号を記入します。

年金制度や株式報酬(\*)を導入している企業では記載義務が発生する点に注意が必要ですが、一般的な退職金のみを支払う場合は、番号欄は空欄のままで提出可能です。

(\*)年金制度:確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(企業型DC・イデコ)などの一時金

株式報酬:特定譲渡制限付株式等の経済的利益・ストックオプションの権利行使益等

### <マイカー通勤非課税限度額が引き上げ・R7.4月から>

マイカー通勤手当の非課税限度額を引き上げる所得税施行令が令和7年11月19日公布された。施行日は11月20日。令和7年4月1日以後の通勤手当に遡及して適用される。

従って、同日以後に従業員に改正前の非課税限度額を超えて通勤手当を支給しており過納となる税額がある場合には、年末調整で精算が必要となる。

通勤手当については、給与規程等で定めている場合が多いようですが、給与規程の改訂を令和7年4月1日に遡って実施する等に対策も必要となります。

従業員の中に対象者がいる場合等は、当事務所に相談をされてください。

国税庁では「通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A」を公表していますので、参考までに!

URLは <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>